

徳島県告示第九十八号

徳島県立大鳴門橋架橋記念館の設置及び管理に関する条例（昭和五十九年徳島県条例第四十四号）第八条第二項及び第四項の規定に基づき、徳島県立大鳴門橋架橋記念館の利用料金の額を次のとおり承認したので、同条第五項の規定により告示する。

令和五年三月二十四日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

一 架橋記念館利用料金の額

区分	単位	利用料金の額	
		個人	団体（二十人以上をいう。）
児童	一人一回	二六〇円	二〇〇円
生徒	一人一回	四一〇円	三三〇円
一般	一人一回	六二〇円	四九〇円

備考 「児童」とは小学校の児童及びこれに準ずる者を、「生徒」とは中学校及び高等学校の生徒並びにこれらに準ずる者を、「一般」とは児童及び生徒以外の者（学齢に達しない者を除く。）をいう。

二 疑似体験装置利用料金の額

区分	単位	利用料金の額
児童	一人一回	一〇〇円
生徒	一人一回	一〇〇円
一般	一人一回	二〇〇円

備考 「児童」とは小学校の児童及びこれに準ずる者を、「生徒」とは中学校及び高等学校の生徒並びにこれらに準ずる者を、「一般」とは児童及び生徒以外の者（学齢に達しない者を除く。）をいう。

三 適用開始年月日

令和五年四月一日